

参考資料3

福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の開催について

（令和4年12月27日
復興推進会議決定）

- 1 福島国際研究教育機構（F-REI）が、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、福島国際研究教育機構の長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進めるため、福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を復興推進会議の下に開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 復興大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

健康・医療戦略に関する事務を担当する国務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

- 3 会議の下に、福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定した官職にある者とする。

- 4 会議及び幹事会の庶務は、復興庁の助けを得て、内閣官房において処理する。

- 5 前各項で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。